

情報アクセシビリティ推進に向けた企業向けセミナー  
＜基礎編＞～情報アクセシビリティの基礎～

# 情報アクセシビリティ確保に向けた取組み

---

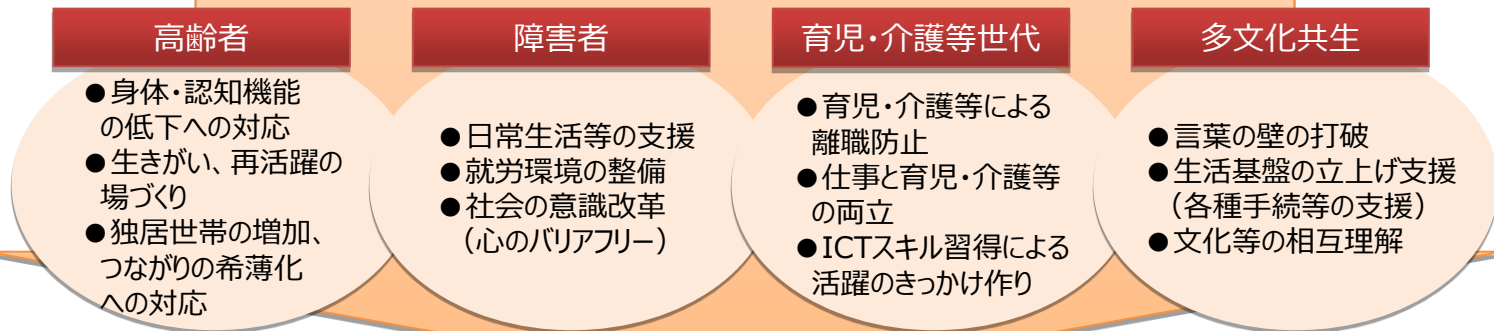
令和5年11月8日

総務省 情報流通行政局 情報活用支援室

## 目指すべき社会像

年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる「包摂的（インクルーシブ）」な社会の実現（2019年4月報告書公表）。

解決すべき課題



Society5.0時代を支えるIoT、AI、5G等のICTの技術が進展する中で、  
デジタル活用の利便性を誰もが享受できるよう、課題解決に向けたICT活用施策を講じる

### ① デジタル活用支援員の整備

・身近な場所で身近な者に高齢者等がICTに関する相談ができる「デジタル活用支援員」の整備

### ② 地域ICTクラブの普及

・地域でICTスキルを子供たちが世代を超えて学ぶ会「地域ICTクラブ」の全国展開

### ③ 障害当事者参加型技術開発の推進

・障害当事者参加型のICT機器・サービスの開発促進（機器・サービスの開発助成、障害情報共有PFの構築）

### ④ 情報アクセシビリティの確保

・ICT機器・サービスがアクセシビリティ基準を満たしているかどうかを企業が自己評価を行う日本版VPAT導入  
・政府情報システムの調達におけるアクセシビリティ要件の強化

### ⑤ テレワーク環境の整備・多言語対応等

・テレワーク等の環境整備（障害者、高齢者、育児・介護等世代の就労支援）  
・「やさしい日本語」の活用促進による多言語音声翻訳システムの精度向上  
・行政手続や公共サービス等に係る官民オープンデータ推進等

※情報アクセシビリティ確保に関する施策

## 目的 (1条)

**全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要**

**障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し共生社会の実現に資する**

## 基本的施策 (11条～16条)

### (1)障害者による情報取得等に資する機器等 (11条)

- ① **機器・サービスの開発提供への助成**、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組 (居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③ **関係者による「協議の場」の設置** など

### (2)防災・防犯及び緊急の通報 (12条)

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進など

### (3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13条)

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援 など

### (4)障害者からの相談・障害者に提供する情報 (14条)

- 国・地方公共団体について
- ① 相談対応に当たっての配慮
  - ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するように配慮

### (5)国民の関心・理解の増進 (15条)

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

### (6)調査研究の推進等 (16条)

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

○ **障害者基本計画等 (障害者基本法) に反映・障害者白書に実施状況を明示 (9条)**

○ **施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等 (10条)**

# 通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業

◆ デジタル・ディバイドを解消し、障害者や高齢者を含む、誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、以下の助成を実施。

## ① デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

**本省** 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、**新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者**に対し、**経費の2分の1**（最大3000万円）を上限として**助成金**を交付。

## ② 情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

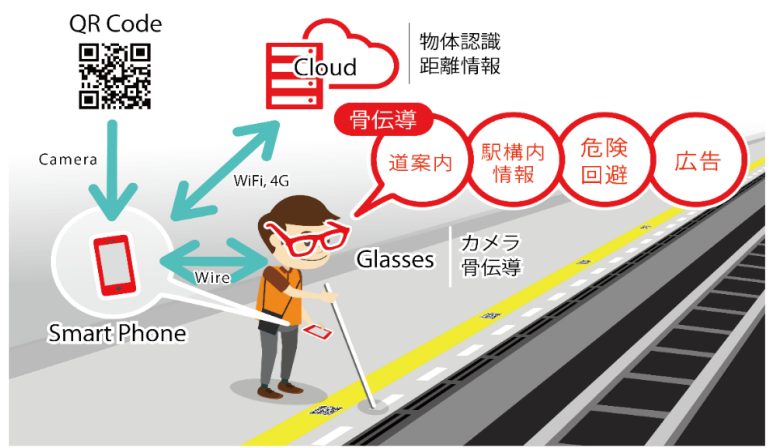
**NICT** 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する**通信・放送役務の提供を行う者**に対し、**経費の2分の1**を上限として**助成金**を交付。

(参考) 助成事例

### 駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービス (shikAI)

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイス から得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、**道案内、駅構内情報、危険回避、さらには広告の提示**などを実現

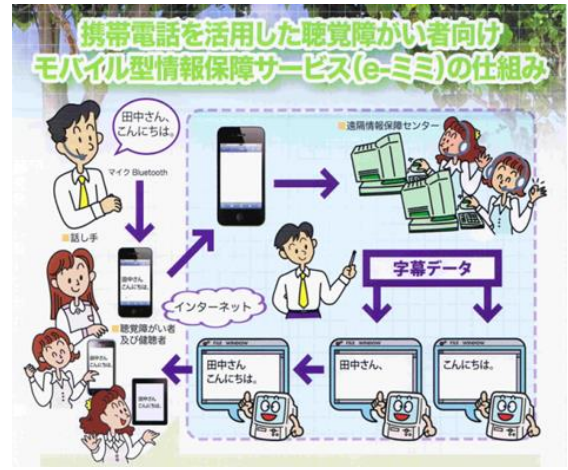
shikAI システム概要



### モバイル型情報保障サービス (e-ミミ)

聴覚障害者の学びを支援するため、高等学校・大学及び講習会・セミナーへの、遠隔地からのパソコン文字通訳（要約筆記）による**文字情報の配信提供**。

② インターネットを使って、会場内の利用者が持っているスマートフォンやタブレット端末に字幕として表示。

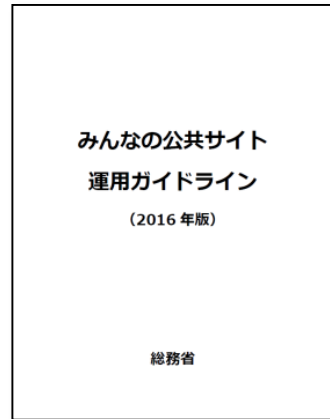


① スマートフォンを通して送られた会場内の音声を変換。

## 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の提供

高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるよう、**公的機関のウェブサイトのアクセシビリティの改善のために実施すべき取組項目や手順等を解説した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」**を策定（平成27年度）

現在は、この**ガイドラインに係る説明会を各地で実施し、ウェブサイトのアクセシビリティ向上**の普及啓発を推進。



■ 運用ガイドライン

## （参考）ウェブアクセシビリティが確保されていない場合の問題事例

- 避難所等の情報や地図が**画像PDF**（スキャナーでスキャンしたもの等）のみで掲載され、**音声読み上げソフトが使用できず**、視覚障害者が避難情報を得られない。
- 市長の会見の様子が**字幕のない動画のみで掲載**され、字幕やテキストの会見録がないため、聴覚障害者が内容を把握できない。
- 公的機関のホームページが**キーボードのみで操作できるように作られておらず**、手の動作が不自由でマウスを使うことができない等の障害ある利用者がホームページを利用することができない。
- **背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず**、高齢者や色覚障害者が閲覧しにくい。

# 障害者に配慮したICT機器・サービスの評価（情報アクセシビリティの確保）

- ICT機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、**情報アクセシビリティの確保が重要**。このため、企業が自社で開発するICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ基準を満たしているかを**自己評価する様式（情報アクセシビリティ自己評価様式※）**を策定。  
※米国におけるVPAT（Voluntary Product Accessibility Template）を参考としつつ必要な調査研究の上、総務省が策定。
- **政府情報システムの整備・管理に関する国の標準ガイドライン（デジタル庁が主管）**においては、調達する**政府情報システムのアクセシビリティ対応状況の確認のために情報アクセシビリティ自己評価様式の活用が位置づけられており（令和4年4月改定）**。これら政府調達分野を皮切りに、企業等による「**情報アクセシビリティ自己評価様式**」の**利活用促進のための普及啓発を一層促進**。


## （様式イメージ）

### 自己評価結果

情報アクセシビリティ自己評価様式(書式1 自己評価結果)

作成日: 年 月 日

企業・団体名	株式会社ABC
ICT機器・サービス名称	Notebook PC
型番	DEF-GH
ICT機器・サービス概要	ノートPC
問合せ先	<a href="http://xxx.com/info/contact-abc/contact/">http://xxx.com/info/contact-abc/contact/</a>
ウェブサイトURL	<a href="https://xxx.com/notebooks/business/">https://xxx.com/notebooks/business/</a>



製品画像

機能性能	配慮対象項目	評価結果	備考
視力なしでの使用(全音)	製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、視力を必要としない操作モードが用意されているか	部分的に対応している	・入出力のプライバシーをすべての人に等しく提供します。音声出力が可能な場合、自動的に画面がブランクになることはありません。 ・入出力用のデータ接続が存在する場合、業界標準の非独占的なフォーマットに準拠した1つ以上のタイプの接続を提供します。 ・タッチで操作可能で、起動しなくても触覚で判別可能な入力操作を提供します。 ・QWERTY配列のキーボードにアルファベットキーを個別に配置し、F/Lキーは他のキーと触覚的に区別しています。 ・時間制限のある応答が必要な場合に、タッチや音だけでなく、視覚的にも警告し、さらに時間が必要であることを指示する機会をユーザーに提供します。
	限られた視力での使用(画面、ロービジョン)	製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、限られた視力で対応可能な操作モードが用意されているか	対応している
色覚なしでの使用	製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、色覚を必要としない操作モードが用意されているか	対応する必要がある	対象外
	聴力なしでの使用(全ろう)	製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、聴	対応している

### 技術基準

技術基準 (JIS X8341シリーズ (JIS X8341-2: パーソナルコンピュータ))

項目名	規格内容	評価
5.4	誤操作の回避及び意図的な操作の支援	-
5.4.1	本体の安定性	○
5.4.2	“オン/オフ”操作部の位置	○
5.4.3	留め金/フリップの操作	○
5.4.4	カバー及びフリップの操作	○

障害種別毎に、技術基準（※）に照らして自己評価を実施

○評価項目（例）

- ✓ 見えにくさに配慮したアクセス
- ✓ 色認識を必要としないアクセス
- ✓ 聞こえにくさに配慮したアクセス
- ✓ 発声・発話を必要としないアクセス

←

(※) JIS X8341シリーズ：高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス

○デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン (デジタル社会推進会議幹事会決定、2023年3月31日最終改正)

デジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)等に基づき、サービス・業務改革並びにこれらに伴う**政府情報システムの整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針**及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルールとして、「**デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**」を策定。

第3編 ITマネジメント

第5章 要件定義

1) 要件定義書の記載内容

ウ 非機能要件の定義

a) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

**情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本産業規格等を踏まえつつ、情報システムの利用者の種類、特性及び利用において配慮すべき事項等を記載**するとともに、国民向けの情報システムの整備に当たり、デジタルデバイドが是正され、**全ての国民がその恩恵を受けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方等に配慮**するものとする。

具体的には、**障害者・高齢者を始めとして誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう、整備する政府情報システムの内容に応じ、総務省が公開している情報アクセシビリティ自己評価様式(通称：日本版VPAT)の書式に基づき、アクセシビリティへの対応状況(あるいは対応予定)を記載するように応札者に求める**ことで、可能な限り、障害の種類・程度を踏まえた対応状況を確認することにより、環境整備の推進に努める。

通称：障害者差別解消法 平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律


この法律では、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人）や民間事業者に対して、「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。

## ○「合理的配慮の提供」とは

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる**社会的な障壁を取り除く**ため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して**個別の状況に応じた措置**を講じること。

【例】 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

令和3年5月 同法改正により、これまで公的機関のみ義務としていた障害者への合理的配慮について、**民間企業においても義務化**（令和6年4月1日から施行）。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 <b>禁止</b> 不当な差別的扱いが禁止されます。	 <b>法的義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※ <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 <b>禁止</b> 不当な差別的扱いが禁止されます。	 <b>努力義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

 **法的義務** 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。



また、法律では、行政機関等及び事業者に対して、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要となる「環境の整備」に努めることを求めています。

## ○「合理的配慮の提供」（法律第七条、第八条）と「環境の整備」（法律第5条）の関係

「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、

**「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。**

例. 車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」、スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」  
ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」、音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

情報アクセシビリティ確保は、**環境の整備**として位置づけられており、行政機関等及び事業者は、**事前的改善措置**として計画的に推進することが求められています。